

議 事 録

会 議 名	平成30年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成30年1月24日(水)午後4時00分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員 会長：8番 磯川 浩 会長職務代理：5番 相田 孝 委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥 中部地区 相原善久 北部地区 露木常夫 合計11名</p>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 副主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	<p>日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成30年第1回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、7番 と 8番 を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号1号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号1号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり中倉見交差点から西側約200m進んだ所の北側の農地1筆です。 転用事業の内容は、中古車販売を営む事業者が、倉見901-2にある店舗付近に車両置場を探していたところ、所有者との間で土地賃貸借契約が結ばれるはこびとなり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。 許可の基準としては、原則許可になります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の私磯川から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員に農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。私から説明いたします。 先日事務局と現地調査に行ってまいりました。申請地は第3種農地で農地転用の基準を満たしておりました。また、周囲の農地には土留め等を被害</p>		

防除をしますので周辺農地の影響はなく問題ないと思います。
続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：先日事務局と現地調査に行っていました。
市街化区域に近い農地で、その区画で水田は2反のみで、他は畑になって
いますが管理しているが耕作していない状況なので、農地利用集積上問題
ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明につ
いて発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号1号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手(挙手多数)ですので、議案番号1号は原案のとおり許可相
当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第2、非農地証明願について、議案番号2号を上程いたしま
す。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号2号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり主要地方道相模原・茅ヶ崎線海老名境
の東側の農地1筆と、そこから約400m南にある農地1筆で合計2筆で
す。倉見685番については、申請者自身の高齢化により耕作することが
困難になったため、平成15年から駐車場敷地として貸してしまいました。
倉見827番2については、高齢化で農作業が進まず、農地が荒れる
など耕作が困難な状況のため、平成17年より駐車場敷地として貸してし
まい現在に至っています。倉見685番はコンクリートが打たれており、
倉見827番2は碎石がひかれていますので両筆とも農地に復元するのは
困難と思われます。両筆とも雑種地として課税されており、周辺の農地に
影響がありませんので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の農業委員私磯川から、現地調査の結果並びに補足説明を
いたします。

先日事務局と現地調査に行っていました。倉見685は駐車場でコン
クリートが打たれておりましたので農地の復元は難しく、他の農地に影響
がない状況でした。倉見827-2は、所有者宅西側で駐車場になってい
て碎石がひかれています。周囲に農地はありませんので他の農地への影
響はありません。以上でございます。これより、質疑に入ります。ただい
まの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号2号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手(挙手多数)ですので、議案番号2号は原案のとおり非農地
証明書を発行することに決定いたします。

次に日程第3、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につい
て、報告番号1号から3号の3件、

以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

	<p>事務局：(報告番号1～3号を朗読)(説明) いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。 最後に、その他として審議事項はありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：以上をもちまして平成30年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成30年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三留 豊正 議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、平成30年2月23日、承認・署名を得て確定しました。